（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第七十条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の六第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第七十一条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第七十二条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し、同条第一項第一号、第十五条第一項第一号及び第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第七十三条　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等の一部改正）

第七十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百八十八条から第百九十条まで

二　武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）第二十条

三　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百九十条から第百九十三条まで

四　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十七条

五　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第百十五条第二項及び第三項

六　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十六条

七　サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十八条

八　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第二十五条及び第二十六条

九　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九十二条第一項、第九十三条、第九十四条第一項及び第九十五条第一項

（日本郵政株式会社法の一部改正）

第七十五条　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本郵便株式会社法の一部改正）

第七十六条　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第七十七条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項及び第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第一項及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法の一部改正）

第七十八条　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第二号イ(5)及び第二百十七条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項及び第二項、第二百三十八条から第二百四十条までの規定、第二百四十四条、第二百四十五条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十九条、第二百五十条第一項から第四項までの規定並びに第二百五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正）

第七十九条　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四章　内閣府関係

第一節　本府関係

（災害救助法等の一部改正）

第八十条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十二条及び第三十三条

二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条及び附則第二条第八項

三　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三十六条及び第三十七条

四　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二十三条

五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十九条

六　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第三十八条及び第三十九条

七　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第百四十四条

八　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第三十四条

九　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第十七条

十　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十五項

十一　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二十五条

十二　国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第二十二条

十三　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第六条及び第六十一条

十四　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）第三十三条及び第三十四条